

一般廃棄物収集運搬業

許 可 証

住 所 富山県高岡市福岡町本領 1053 番地 1

株式会社 H A R I T A

氏 名 代表取締役 張田 真 様

高岡市長 出町 譲



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 37 条に規定する許可をしたことを証する。

- 業務の種類 一般廃棄物収集運搬業 (生し尿・浄化槽汚泥を除く)
- 設置場所 富山県高岡市福岡町本領 1053 番地 1
- 最終処分地 高岡広域エコ・クリーンセンター
高岡市が指定する処理業者の市内の処理施設
高岡市埋立処分場
- 許可期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 10 年 3 月 31 日まで

複写無効

5 許可の条件

- 一般廃棄物収集運搬地域は高岡市域内とする。
- 許可の対象とする業務の範囲は、可燃物、不燃物、粗大ごみとする。
- 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

6 注意事項

- 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。
- 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その 15 日前までに市長に届け出ること。
- 可燃物と不燃物を分別のうえ収集し、紙、金属等資源ごみについては資源化再利用されるよう努めること。なお、その他の一般廃棄物については係員の指示に従い、各処理場へ搬入すること。
- 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 38 条及び同条例施行規則第 23 条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。
- 関係法令及び市条例に違反したとき、又は許可の条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。